



司法書士会からお知らせ

H28年4月版①

発行：東京司法書士会

～東京司法書士会で行う相談会や被災者向けの情報をお届けします～



《登記マメ知識》「登録免許税の免除特例について」

不動産の取得の登記もしくはその取得のための資金の借入に伴う抵当権の設定の登記、または会社の本店移転の登記等を申請する際には、司法書士報酬のほか、登録免許税が必要ですが、以下の登記を平成33年3月31日までに受ける場合は、一定の要件の下、登録免許税が免除されます。

1. 被災した建物（警戒区域設定指示等の対象区域内に存在した建物を含む）の建替えの登記

※正確な対象区域については、管轄税務署・法務局、自治体等にお問い合わせ下さい。以下同じ。

2. 上記被災した建物に代わる建物の敷地となる土地の登記

3. 再取得等のための資金の借入れに関する抵当権の設定の登記

4. 被災した農用地（警戒区域設定指示等の対象区域内に存在した農用地を含む）に代わる農用地の取得及び取得のための借入れに関する抵当権の設定の登記

5. 被災した会社（警戒区域設定指示等の対象区域内に存在した法人・個人の事業所を含む）の本店移転、代表者の住所の変更の登記

※免税措置のためには詳細な要件が定められています。詳しい要件、必要書類については、税務署・法務局のほか、下記相談会、登記を担当する司法書士にご相談下さい。

面談による相談（予約制）

●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜 17時～20時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）

電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様にご負担いただきます。